

	平成 年 月 日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	※	青色申告 一連番号
納税地	電話 ( ) -	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		税務署	整理番号
							事業年度 (至) 年 月 日 売上金額 兆 十億 百万 千 百 十 元
法人名		経理責任者				署	申告年月日
代表者自署押印		自署押印				処	申告区分
代表者住所		旧納税地及び旧法人名等				理	庁指定
						欄	局指定
							指導等区分
							年 月 日
							通信日付印
							確認印
							省略
							直前年度処理
							年 月 日

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億	百万	千	円	分の課税退職年金等積立金額	15	十億	百万	千	円
厚生年金基金契約分	2					分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15				
確定給付年金資産管理運用契約分	3					(15)の1/12相当額	16				
確定給付年金基金資産運用契約分	4					分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	17				
確定拠出年金資産管理契約分	5					(17)の1/12相当額	18				
個人型年金に係る分	6					課税退職年金等積立金額 (16)+(18)	19				
勤労者財産形成給付契約分	7					合併法人等の退職年金等積立金額	20				
勤労者財産形成基金給付契約分	8					(20)の1/12相当額	21				
適格退職年金契約分	9					被合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	22				
特例適格退職年金契約分						(22)の1/12相当額	23				
同上以外の契約分	10					課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	24				
課税退職年金等積立金額 (1) × 1/12	11				000	この申告が修正申告である場合	25				
法人税額 ((11),(19)又は(24)の1%相当額)	12				00	この申告が修正申告でない場合	26				
中間申告分の法人税額	13				00	この申告により納付すべき法人税額 (14)-(29)	27				
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)	14				00	この申告により納付すべき法人税額 (14)-(29)	28				
						この申告により納付すべき法人税額 (14)-(29)	29				
						この申告により納付すべき法人税額 (14)-(29)	30				00
						中間申告の場合には					
						その計算期間					

税理士  
 署名押印 (印)

## 別表二十の記載の仕方

- 1 この申告書は、法第84条（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等（法附則第20条第1項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する退職年金業務等に該当するものとみなされるものを含まず。）を行う内国法人又は法第145条の10（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人が法第88条（退職年金等積立金に係る中間申告）又は法第89条（退職年金等積立金に係る確定申告）の規定により中間申告又は確定申告（法第145条の12（外国法人に対する準用）において準用するこれらの申告を含まず。）をする場合に記載します。
- 2 この申告書は、正副4通作成して提出してください。
- 3 「法人名」及び「代表者自署押印」の各欄には、法人名及び代表者名をそれぞれ記載するとともに、そのフリガナを付してください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
- 4 「旧納税地及び旧法人名等」欄には、当期中に納税地若しくは法人名に変更があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度に係る申告をする場合に変更前の納税地又は法人名（被合併法人名）を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 5 「税務署処理欄」の各欄は、記載しないでください。
- 6 「事業年度分の申告書」の空欄には、確定申告をする場合は「確定」と、中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告である場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載してください。
- 7 「同上の内訳」の各欄には、「退職年金等積立金額1」の金額を退職年金等積立金の契約に応じて記載します。
- 8 「 $(1) \times \frac{\text{---}}{12} - 11$ 」の分子には、当期の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。
- 9 「分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額の計算」の「(15)の $\frac{\text{---}}{12}$ 相当額16」の分子には、当期首から分社型分割等の日の前日までの期間の月数を記載し、「(17)の $\frac{\text{---}}{12}$ 相当額18」の分子には、分社型分割等の日から当期末までの期間の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。
- 10 「合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額の計算」の「(20)の $\frac{\text{---}}{12}$ 相当額21」の分子には、当期の月数を記載し、「(22)の $\frac{\text{---}}{12}$ 相当額23」の分子には、合併等の日から当期末までの期間の月数（1月未満の端数は、切り捨てます。）を記載します。
- 11 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」の各欄には、申告書に税理士法第30条又は第33条の2に規定している書面を添付する場合、該当する欄に○を記載してください。